

建設事業主等に対する助成金のご利用について

【建設事業主等に対する助成金（人材開発支援助成金）建設労働者技能実習コース】

建設事業主が、雇用する建設労働者に有給で技能実習等を受講させた場合、その経費の一部（経費助成）、その賃金の一部（賃金助成）が助成されます。

【支給対象となる方】（主な要件）

- 「建設事業」の雇用保険率 12/1,000（H30年度）の適用を受ける中小建設事業主（資本金若しくは出資総額3億円以下又は常用労働者数300人以下）
- 雇用している雇用保険被保険者である建設労働者に、所定労働時間内に受講させ、通常の賃金額以上の賃金を支払っていること。
- 労働保険料を過去2年を超えて滞納していないこと。

【助成金利用の手続き】

~~—助成金を利用するためには、あらかじめ計画届を届け出なければなりません。~~

（H30.10.1開催の講習より計画届が不要となりました）

助成金をご利用の方は、必ず、技能講習等の受講申込書の右下にある「受講証明を希望する」を○で囲んで下さい。

講習終了後事業所あてに助成金の支給申請に必要な書類（内訳書、申込書（写）、時間割、領収証（お振込の場合））を郵送いたしますので、人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）支給申請書（建技様式第3号）に必要な書類を添えて、労働局の助成金センターへ提出してください。

労働局の助成金センターへの書類提出期限は、技能講習等が終了した日の翌日から2ヶ月以内（締め切り厳守）となっていますので、ご注意下さい。

★助成金（経費・賃金助成）対象

- ・ クレーン運転実技教習（実技コースは経費助成のみ）
- ・ 移動式クレーン運転実技教習（実技コースは経費助成のみ）
- ・ 車両系建設機械（整地・運搬・積み込み・掘削用）運転技能講習
- ・ 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- ・ 小型移動式クレーン運転技能講習
- ・ 床上操作式クレーン運転技能講習
- ・ 高所作業車運転技能講習
- ・ 不整地運搬車運転技能講習
- ・ 玉掛け技能講習
- ・ ガス溶接技能講習
- ・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- ・ クレーン運転業務特別教育
- ・ 小型車両系建設機械（整地・運搬・積み込み・掘削用）運転業務特別教育
- ・ ローラー運転業務特別教育
- ・ 巻上げ機運転特別教育
- ・ 高所作業車運転特別教育
- ・ 低圧電気取扱業務特別教育
- ・ アーク溶接業務特別教育

一般社団法人 大分県労働基準協会

〒879-5515 大分県由布市挾間町三船4 1 5 番地 1 2

TEL (097) 583-4686 FAX (097) 583-4744

ホームページ <http://www.oita-roukikyo.or.jp>

(H30.10)